【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（認可申請書の審査）

**第六十七条の四**　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業を健全に発展させるとともに、投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る認可協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

２　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　役員のうちに第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当する者があるとき。

三　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（認可申請書の審査）

第六十七条の四　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業を健全に発展させるとともに、投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る認可協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

２　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　役員のうちに第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当する者があるとき。

三　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

（新設）

第七十条　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないことになった日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　役員のうちに第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者があるとき。

三　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第七十条　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないことになった日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　役員のうちに第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者があるとき。

三　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第七十条　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないことになった日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　役員のうちに第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

三　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第七十条　　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

②　　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないことになった日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　役員のうちに第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

三　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第七十条　大蔵大臣及び金融再生委員会は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

②　大蔵大臣及び金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないことになった日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　役員のうちに第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

三　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第七十条　大蔵大臣及び金融再生委員会は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

②　大蔵大臣及び金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないことになった日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　役員のうちに第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

三　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第七十条　大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

②　大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないことになった日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　役員のうちに第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

三　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第七十条　大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

②　大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないことになった日から五年を経過するまでの者であるとき。

（二　削除）

二　役員のうちに第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

三　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第七十条　大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

②　大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないことになった日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　認可申請者が第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその受けているすべての種類の免許（第六十五条の二第三項において準用する場合にあつては、認可）を取り消され、取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　役員のうちに第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当する者があるとき。

四　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第七十条　大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

②　大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないことになった日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　認可申請者が第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその受けているすべての種類の免許（第六十五条の二第三項において準用する場合にあつては、認可）を取り消され、取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　役員のうちに第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当する者があるとき。

四　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第七十条　大蔵大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

②　大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないことになった日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　認可申請者が第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその受けているすべての種類の免許（第六十五条の二第三項において準用する場合にあつては、認可）を取り消され、取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　役員のうちに第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当する者があるとき。

四　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第七十条　大蔵大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

②　大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一　認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないことになった日から五年を経過するまでの者であるとき。

二　認可申請者が第三十五条第一項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその受けているすべての種類の免許（第六十五条の二第三項において準用する場合にあつては、認可）を取り消され、取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三　役員のうちに第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当する者があるとき。

四　認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第六十八条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第六十九条の規定により登録を拒否する場合の外、大蔵大臣は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は大蔵大臣が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業協会登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員及び協会員の氏名又は名称

四　登録年月日

②　大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第六十八条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第六十九条の規定により登録を拒否する場合の外、大蔵大臣は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は大蔵大臣が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業協会登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員及び協会員の氏名又は名称

四　登録年月日

②　大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

（改正前）

第六十八条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第六十九条の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業協会登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員及び協会員の氏名又は名称

四　登録年月日

②　証券取引委員会は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第六十八条　前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第六十九条の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券業協会登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員及び協会員の氏名又は名称

四　登録年月日

②　証券取引委員会は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。